別表第八号の四　無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式(第25条の27第2項及び第25条の28第2項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線設備等保守規程の変更認定申請書(届出書)

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第70条の5の2第3項の規定により、無線設備等保守規程を変更したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第70条の5の2第5項の規定により、無線設備等保守規程を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

(注1)

記

1　申請者(注2)

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　変更の対象となる無線設備等保守規程に関する事項(注3)

①　無線局の種別及び局数	
②　認定の番号	
③　無線局の免許の番号	
④　航空機名(登録記号)	
⑤　備考	

3　申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　該当する手続の□にレ印を付けること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請(届出)者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請(届出)を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

(2)　②の欄は、現に認定を受けている無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、現に認定を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、現に認定を受けている無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。

(5)　⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(6)　①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

5　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。